

令和4年度

事業報告書

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

目 次

概 要

1. カウンセリング事業の実施状況	1
2. カウンセリング研究会の開催	1
3. 啓発事業及び広報活動	2
4. 拠点の運営等	2
5. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進	2

I カウンセリング事業

1. カウンセリング事業の実施状況	3
2. カウンセリング研究会の開催	28
3. カウンセリング事業に従事したカウンセラー	29

II 啓発事業及び広報活動

1. 啓発事業	31
2. 広報の戦略的展開	32

III 管理事項

1. 拠点の運営等	35
2. カウンセリング枠数等の見直し	36
3. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進	36
4. 関係機関との連携	36
5. 理事会・評議員会・評議員選定委員会の開催	37
6. 役員及び評議員の異動	39
7. 規程類の整備	40
8. その他	41

概 要

1. カウンセリング事業の実施状況

電話相談は、消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが実施している。カウンセリング（面接相談）は、原則として弁護士カウンセラーと前記のアドバイザーカウンセラーが2人1組で実施しているが、必要に応じ臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが加わり、心理面でのケアをサポートしている。

令和4年度のカウンセリング事業の実施状況は以下のとおりである。

(1) 令和4年度の概況

令和4年度のカウンセリング事業は、2 カウンセリングセンター（東京、大阪）及び19 相談室（福岡、名古屋、仙台、広島、新潟、静岡、熊本、福島、高松、金沢、沖縄、横浜、さいたま、岐阜、松山、前橋、宮崎、三重、長野）の、合計21 拠点において実施した。なお、これらの拠点のうち、新潟、福島、岐阜及び三重については、令和2年4月1日以降当面の間、新規カウンセリングの受付を停止している。

これら21 拠点において、令和4年度に当協会が受付けた電話相談件数は4,077 件（前年度4,081 件）、新たにカウンセリング（面接相談）を行った件数（新規カウンセリング件数）は795 件（前年度912 件）、また2 回目以降のカウンセリングも含め同年度に行ったカウンセリングの延べ件数（延べカウンセリング件数）は2,379 件（前年度2,702 件）と、それぞれ対前年度比で0.1%、12.8%、12.0%の減少となった。

(2) 協会における対応

令和4年度の電話相談4,077 件への対応の内訳をみると、電話相談段階での回答・助言のみで解決したもの（電話回答・助言からカウンセリング受付を除いたもの）は1,271 件（31.2%）、カウンセリングの予約を受付けたものは1,103 件（27.1%）、弁護士会など他機関へ案内したものは1,703 件（41.8%）となっている。

さらにカウンセリングの実施状況についてみると、令和4年度中に新たにカウンセリングに着手した新規カウンセリング件数（電話相談でカウンセリングの予約をして来所した相談者に行う初回の面接相談の件数）は795 件（前年度912 件）となっている。

これら795 件への対応の内訳をみると、同年度中に協会が介入して任意整理等の手続に入ったものは350 件（44.0%）、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センターなどを紹介したものが200 件（25.2%）、助言で完結したものが245 件（30.8%）となっている。

2. カウンセリング研究会の開催

令和4年度は、昨年度に引き続きテレビ会議方式を一部導入し、業務の効率化を図った。

研究会では、債権者との交渉について、協会基準の遵守をめぐる長期に停滞していた場合の対応などを始め、カウンセラーとしての対処方針を中心として議論が行われた。

3. 啓発事業及び広報活動

(1) 啓発事業

令和4年度においても、多重債務相談関係機関との連携確保、消費者信用の健全な利用の啓発等に資する資料として、協会案内(パンフレット)、「多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間」、などを作成し、全国の消費生活センター、消費者行政担当窓口、多重債務者相談窓口、法律相談窓口、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口等に配付するなどした。

(2) 広報の戦略的展開

多重債務ほっとラインに寄せられる相談の端緒をみると、地方公共団体等の相談窓口など関係相談窓口からの紹介等が約49%、インターネットが契機となった相談が約36%を占めている。このような実情を踏まえ、広報の対象を重点化するなど戦略的に広報活動を展開した。

① 協会ホームページへの誘導施策の継続実施

平成26年7月から協会の新たな略称を「JCCO」に変更したことによって、協会ホームページの検索応答性が格段に向上したことを踏まえ、令和4年度においても、協会のパンフレット、リーフレットやポスターなどあらゆる広報媒体に、「JCCO 検索」のマークを付した。

② 関係機関への訪問広報活動

事務局職員及びアドバイザーカウンセラーが、全国の財務局、消費生活センター、法テラス、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口等を訪問し、協会の広報を行うとともに、相談案件の処理に係る連携・協力を依頼した。

4. 拠点の運営等

(1) 大阪センターの運営

令和4年度においては、前年度に引き続き日弁連推薦(推薦名簿は大阪弁護士会が調製)の5名の弁護士をカウンセラーとして委嘱し、カウンセリング事業を実施した。また、大阪支部主催のカウンセリング研究会を1回開催した。

(2) 相談室の運営等

① 札幌家計相談室の開設

札幌家計相談室の開設に向けて、引き続き協定書等の案についての協議を継続した。

② 特定相談室の活動の縮小等

協会をとりまく経営環境が依然として厳しいこと等を踏まえ、ブロック機関が所在する道府県(ただし関東ブロックは東京都)以外の県に開設された相談室(特定相談室)の活動の縮小等について、関係する7地域の弁護士会と協議したところ、長野県弁護士会より賛同を得ることができた。

5. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進

名古屋相談室及び広島相談室に関する業務の効率化等に資するため、令和4年6月に名古屋サテライトオフィス及び広島サテライトオフィスを開設し、カウンセリング業務の電子化やテレワーク(リモートワーク)を推進した。

I カウンセリング事業

1. カウンセリング事業の実施状況

電話相談は、消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが実施している。

カウンセリング（面接相談）は、原則として弁護士カウンセラーと前記のアドバイザーカウンセラーが2人1組で実施しているが、必要に応じ臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが加わり、心理面でのケアをサポートしている。

令和4年度のカウンセリング事業の実施状況は以下のとおりである。

(1) 令和4年度の概況

令和4年度のカウンセリング事業は2カウンセリングセンター（東京、大阪）及び19相談室（福岡、名古屋、仙台、広島、新潟*、静岡、熊本、福島*、高松、金沢、沖縄、横浜、さいたま、岐阜*、松山、前橋、宮崎、三重*、長野）の、合計21拠点において実施した。

(注) 1 カウンセリングセンター(以下「センター」という。)は常設の組織であり、電話相談及びカウンセリングを行う拠点である。また、相談室は非常設の組織であり、現地の公共または民間の会議室を借用して特定の日のみに開設しており、カウンセリングのみを行う拠点である。

2 *を付した相談室については、令和2年4月1日以降当面の間、新規カウンセリングの受付を停止している。

これら21拠点において、令和4年度に当協会が受付けた電話相談件数は4,077件(前年度4,081件)、新たにカウンセリングを行った件数(新規カウンセリング件数)は795件(前年度912件)、また2回目以降のカウンセリングも含め同年度に行ったカウンセリングの延べ件数(延べカウンセリング件数)は2,379件(前年度2,702件)と、それぞれ対前年度比で0.1%、12.8%、12.0%の減少となった(第1表参照)。

第1表 電話相談及びカウンセリング件数の対前年度比較

(単位：件)

年度	令和4 (2022)	令和3 (2021)	対前年比増減数 [増減率:%]	(参考)令和2 (2020)
電話相談	4,077	4,081	▲4 [▲0.1%]	4,029
新規カウンセリング	795	912	▲117 [▲12.8%]	632
延べカウンセリング	2,379	2,702	▲323 [▲12.0%]	1,929

なお、拠点別にみると、対前年度比で件数が増加しているものがあり、すべての拠点で一様に減少しているわけではない(第2表参照)。

第2表 拠点別取扱件数の動向(注)

(単位：箇所)

	対前年度比 増加拠点	対前年度比 減少拠点	対前年度比 同数拠点	合計
電話相談件数	10	7	0	17
新規カウンセリング件数	8	7	2	17
延べカウンセリング件数	4	13	0	17

(注)令和2年4月1日以降当面の間、新規カウンセリングの受け付けを停止している4相談室(福島、新潟、岐阜、三重)は除いている。

また、月単位で見ると、電話相談及び新規カウンセリングについては、その件数が対前年度同月比で増加しているものがみられる(第3-1表～第3-3表参照)。

第3-1表 電話相談件数の月次データの比較

(単位：件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令4	321	356	341	308	333	372	372	319	246	357	320	432	4,077
令3	361	342	358	297	354	409	341	306	282	359	300	372	4,081

(注)網掛けしたものが対前年度同月比で増加しているもの。

第3-2表 新規カウンセリング件数の月次データの比較

(単位：件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令4	58	53	77	60	63	68	67	79	66	59	77	68	795
令3	108	63	89	81	71	84	87	73	63	66	58	69	912

(注)網掛けしたものが対前年度同月比で増加しているもの。

第3-3表 延べカウンセリング件数の月次データの比較

(単位：件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令4	189	184	206	204	200	201	207	195	184	176	195	238	2,379
令3	235	195	251	226	202	233	236	225	215	220	197	267	2,702

多重債務関係の相談件数は、過払金取戻し訴訟の活発化や平成22年6月の改正貸金業法等の完全施行などの状況変化の下、各種の相談窓口においてピーク時に比べ大幅な減少をみせる中で、当協会への相談件数も減少を続け、平成23年度以降は、若干の増減はありつつもほぼ底打ちの状況にあった。しかし、平成29年度に至って再び増加に転じ、底打ち状態に入った平成23年度の件数を上回る水準に復し、平成30年度はさらにそれを上回ったが、令和元年度は減少に転じた。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談・カウンセリングの中止等の措置を講じた期間があり、実績が大幅に減少している。令和3年度は再び増加に転じているが、令和2年度の実績がコロナの影響を受けた値であることを十分に勘案する必要があるも

のと考えられる。令和4年度は減少に転じたが、拠点別・月別にみると増加しているものが見られる。

次に、多重債務に関連する指標についてみると、自然人の自己破産の件数が平成27年を底に増加に転じた後、3年連続で前年を上回る水準で推移してきたが、令和元(2019)年～3年は減少基調となり、令和4年もその傾向が続いている。個人再生の件数は平成26年に底を打った後、増加基調で推移してきたが、令和2年～4年は前年を下回ることとなった(最高裁判所「司法統計(令和4年は速報値)」)。

また、貸金業法の対象となっている無担保無保証の債務が5件以上ある者の人数は平成28年度以降9万人～10万人台で推移していたが、令和4年度末には12万人を超えた。当該債務が3件以上ある者の人数は平成29年度末に115万人であったものが、平成30年度末に120万人、令和元年度末に123万人と増加基調で推移し、令和2年度末には114万人と減少に転じたものの、令和3年度末は116万人、4年度末は128万人と再び増加基調となっている((株)日本信用情報機構「信用情報提供等業務に関連する統計」)。

電話相談及びカウンセリングの件数は、以上述べた事象等の影響も受けながら推移していくものと考えられることから、これらが今後どのような動向を示すかについて、引き続き注意深く見守っていく必要がある。

(2) 電話相談件数

令和4年度に当協会が「多重債務ほっとライン」で受付けた電話相談件数は4,077件(前年度4,081件)となっている。

令和4年度の電話相談4,077件への対応の内訳をみると、電話相談段階での回答・助言のみで解決したもの(電話回答・助言からカウンセリング受付を除いたもの)は1,271件(31.2%)、カウンセリングの予約を受付けたものは1,103件(27.1%)、弁護士会など他機関へ案内したものは1,703件(41.8%)となっている。

(3) カウンセリング(面接相談)件数

さらにカウンセリングの実施状況についてみると、令和4年度中に新たにカウンセリングに着手した新規カウンセリング件数(電話相談でカウンセリングの予約をして来所した相談者に行う初回の面接相談の件数)は795件(前年度912件)となっている(カウンセリングの予約を受け付けた件数と新規カウンセリングの件数の差は受付と実施年度のずれと申し込みのキャンセルによるもの)。

これら795件への対応の内訳をみると、同年度中に協会が介入して任意整理等の手続に入ったものは350件(44.0%)、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センター(法テラス)などを紹介したものが200件(25.2%)、助言で完結したものなどが245件(30.8%)となっている。

また、当年度のカウンセリング業務量の指標となる延べカウンセリング件数(初回及び2回目以降を含めた面接相談の総件数)は2,379件(前年度2,702件)となっている。

第4表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (21拠点総計)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	4,077	1,703	1,271	1,103	795	2,379
4年 4月	321	129	101	91	58	189
5月	356	153	115	88	53	184
6月	341	143	117	81	77	206
7月	308	131	95	82	60	204
8月	333	136	108	89	63	200
9月	372	160	124	88	68	201
10月	372	141	112	119	67	207
11月	319	138	100	81	79	195
12月	246	102	72	72	66	184
3年 1月	357	136	114	107	59	176
2月	320	146	92	82	77	195
3月	432	188	121	123	68	238
(参考)						
3年度計	4,081	1,659	1,321	1,101	912	2,702
2年度計	4,029	1,774	1,462	793	632	1,929

(4) 各拠点別の状況

各センター及び相談室における令和4年度の電話相談及びカウンセリング(面接相談)の実施状況は、以下のとおりである。

(東京センター)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会からそれぞれ推薦を受けた7名の弁護士を委嘱。それぞれ毎週、決まった曜日・時間帯(月・火曜日、14時～17時の間、水曜日・木曜日、10時～13時の間、14時～17時の間、金曜日、10時～13時の間)に、1名がカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

協会が委嘱した消費生活アドバイザー及び臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラー11名が、それぞれ1週間に2～4日、決まった曜日に終日(9時半～17時半)勤務している(1日当たり4～7人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は1,204件であった。その内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が753件(62.5%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が451件(37.5%)となっている。

相談者の居住地についてみると、東京都60%を筆頭に、千葉県14%、神奈川県7%、埼玉県5%、茨城県4%、栃木県4%、等となっており、関東圏外は6%程度となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は418件であった。新規カウンセリング件数は279件、延べカウンセリング件数は1,019件となっている。

第5表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (東京センター)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リング受 付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	1,204	451	335	418	279	1,019
4年 4月	98	42	20	36	19	70
5月	108	44	32	32	18	81
6月	96	34	32	30	30	93
7月	96	34	25	37	22	89
8月	93	30	29	34	23	85
9月	103	37	35	31	25	94
10月	126	47	33	46	23	91
11月	90	43	22	25	28	83
12月	72	28	20	24	17	75
5年 1月	105	36	29	40	22	74
2月	98	41	26	31	30	84
3月	119	35	32	52	22	100
(参考)						
3年度計	1,267	456	376	435	376	1,141
2年度計	1,252	523	438	291	262	804

令和4年度に新規のカウンセリングを行った279件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは164件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの56件、助言で完結等59件となっている。

(大阪センター)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

日本弁護士連合会から推薦を受けた大阪弁護士会所属の弁護士5名を委嘱。それぞれ毎週、決まった曜日・時間帯(14時～17時の間)に、1名がカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

協会が委嘱した消費生活アドバイザー及び臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラー9名が従事、原則1週間に1～3日、決まった曜日に終日(9時半～17時半)勤務している(1日当たり3～5人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は629件であった。その内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が367件(58.3%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が262件(41.7%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、大阪府が53%、兵庫県26%、京都府7%、奈良県4%、滋賀県5%、和歌山県2%と続いている。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は170件であった。新規カウンセリング件数は150件、延べカウンセリング件数は349件となっている。

第6表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (大阪センター)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リング受 付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	629	262	197	170	150	349
4年 4月	46	18	15	13	7	29
5月	51	24	18	9	7	26
6月	57	22	25	10	13	28
7月	38	17	13	8	5	28
8月	55	21	19	15	11	29
9月	70	30	19	21	19	34
10月	49	18	16	15	15	30
11月	53	20	14	19	15	30
12月	36	16	9	11	13	24
5年 1月	56	24	18	14	8	22
2月	42	18	10	14	21	36
3月	76	34	21	21	16	33
(参考)						
3年度計	642	261	215	166	138	329
2年度計	662	265	247	150	122	275

令和4年度に新規カウンセリングを行った150件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは31件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものが67件、助言で完結等52件となっている。

(福岡相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

福岡県弁護士会から推薦を受けた弁護士10名を委嘱。3名の弁護士が(7名は臨時対応)、それぞれ決まった曜日・時間帯(原則火曜日・木曜日の10時～13時の間)に開設する福岡相談室において交代でカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センター(支所である福岡サテライトオフィスを含む。)において対応している。福岡相談室におけるカウンセリングには、福岡サテライトオフィスのアドバイザーカウンセラー3名が従事している。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、291件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が180件(61.9%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が111件(38.1%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が82%と多くを占めており、県外については大分県7%、長崎県4%、佐賀県3%となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、79件であった。新規カウンセリング件数は45件、延べカウンセリング件数は91件となっている。

第7表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (福岡相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	291	111	101	79	45	91
4年 4月	15	5	4	6	2	11
5月	24	8	11	5	4	9
6月	33	15	11	7	5	8
7月	24	11	4	9	4	7
8月	27	13	9	5	7	10
9月	19	5	9	5	1	6
10月	27	10	10	7	5	8
11月	24	9	9	6	2	5
12月	15	5	3	7	5	6
5年 1月	27	6	15	6	2	4
2月	19	5	7	7	3	5
3月	37	19	9	9	5	12
(参考)						
3年度計	316	146	87	83	59	154
2年度計	301	122	120	59	39	98

令和4年度に新規カウンセリングを行った45件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったもの6件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの7件、助言で完結等32件となっている。

(名古屋相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

愛知県弁護士会から推薦を受けた弁護士4名を委嘱。それぞれ、決まった曜日・時間帯(原則第2、第4火曜日および第1、第3水曜日および第1～3木曜日の13時～16時)に開設する名古屋相談室において、カウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センター(支所である名古屋サテライトオフィスを含む。)において対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、名古屋サテライトオフィスのアドバイザーカウンセラー3名が従事している。なお、名古屋サテライトオフィスの発足(6月1日)前の名古屋相談室のカウンセリングには東京センター(本所)のアドバイザーカウンセラーが出張して対応した。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、306件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が181件(59.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が125件(40.8%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が92%(名古屋市を中心とする尾張地方が49%、西三河地方は10%、東三河地方は6%)を占めたが、県外からの相談も8%程度あった(岐阜県4%、三重県4%)。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、89件であった。新規カウンセリング件数は59件、延べカウンセリング件数は236件となっている。

第8表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(名古屋相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	306	125	92	89	59	236
4年 4月	23	7	10	6	4	19
5月	34	12	12	10	4	19
6月	24	9	7	8	9	17
7月	24	8	11	5	4	18
8月	32	14	8	10	4	19
9月	30	10	14	6	5	20
10月	25	10	3	12	4	25
11月	22	11	7	4	7	19
12月	21	10	2	9	6	18
5年 1月	14	9	2	3	4	18
2月	36	16	11	9	4	23
3月	21	9	5	7	4	21
(参考)						
3年度計	269	97	80	92	71	262
2年度計	283	128	94	61	42	194

令和4年度に新規カウンセリングを行った59件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは37件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの8件、助言で完結等14件となっている。

(仙台相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

仙台弁護士会から推薦を受けた弁護士4名を委嘱。3名の弁護士が(1名は臨時対応)、それぞれ決まった曜日・時間帯(原則毎週火曜日および第1、3木曜日の10時～13時の間)に開設する仙台相談室において、交代でカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センター(支所である仙台サテライトオフィスを含む。)において対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、仙台サテライトオフィスのアドバイザーカウンセラー3名が従事している。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、207件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が143件(69.1%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が64件(30.9%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が86%(仙台市周辺地域58%、仙北地域9%、仙南地域3%)を占めたが、県外からの相談も14%あった(山形県5%、岩手県5%、秋田県3%、福島県1%)。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、78件であった。新規カウンセリング実施件数は61件、延べカウンセリング件数は173件となっている。

第9表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (仙台相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リング受 付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	207	64	65	78	61	173
4年 4月	20	8	6	6	4	14
5月	19	2	5	12	6	14
6月	21	4	6	11	6	16
7月	11	5	2	4	6	9
8月	11	4	3	4	2	16
9月	18	8	7	3	6	12
10月	20	3	8	9	6	14
11月	23	7	10	6	5	13
12月	13	4	6	3	7	19
5年 1月	15	4	4	7	2	15
2月	15	6	3	6	5	13
3月	21	9	5	7	6	18
(参考)						
3年度計	204	53	77	74	64	202
2年度計	170	70	62	38	29	102

令和4年度に新規カウンセリングを行った61件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは27件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの18件、助言で完結等16件となっている。

(広島相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

広島弁護士会から推薦を受けた弁護士3名を委嘱。3名の弁護士が、それぞれ決まった曜日・時間帯(原則火・木曜日の13時～16時の間)に開設する広島相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センター(支所である広島サテライトオフィスを含む。)において対応している。広島相談室におけるカウンセリングには、広島サテライトオフィスのアドバイザーカウンセラー3名が従事している。なお、広島サテライトオフィスの発足(6月1日)前の広島相談室におけるカウンセリングには大阪センター(本所)のアドバイザーカウンセラーが出張して対応した。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、231件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が133件(57.6%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が98件(42.4%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が81%と多くを占めており、県外については、岡山県9%、山口県5%、島根県・鳥取県が各3%となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度におけるカウンセリング受付件数は、69件であった。新規カウンセリング件数は45件、延べカウンセリング件数は124件となっている。

第10表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (広島相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	231	98	64	69	45	124
4年 4月	22	10	5	7	5	13
5月	17	9	3	5	4	10
6月	13	7	5	1	1	11
7月	18	7	5	6	2	10
8月	14	8	3	3	8	20
9月	16	7	1	8	2	8
10月	22	6	5	11	1	6
11月	19	5	7	7	8	13
12月	19	8	7	4	6	11
5年 1月	30	16	8	6	4	8
2月	10	4	1	5	3	8
3月	31	11	14	6	1	6
(参考)						
3年度計	221	89	64	68	58	156
2年度計	198	72	79	47	32	107

令和4年度に新規カウンセリングを行った45件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは9件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの6件、助言で完結等30件となっている。

(新潟相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

新潟県弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。必要に応じて相談者と日程を調整し、決まった曜日・時間帯に開設する新潟相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

なお、新潟相談室については、令和2年度から新規カウンセリングの受付を停止し、継続事案についてのみカウンセリングを実施している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に新潟相談室へ出張し勤務する体制である(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、27件となった。内訳は、電話回答・助言が7件(25.9%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が20件(74.1%)となっている。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が100%であった。うち、新潟市を中心とする下越地方が75%と多く、中越地方は25%、上越地方は0%である。

(3) カウンセリングの実施

令和2年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリングも実施しなかったため、延べカウンセリング件数は0件となっている。

第11表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (新潟相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	27	20	7	0	0	0
4年 4月	1	1	0	0	0	0
5月	2	2	0	0	0	0
6月	3	2	1	0	0	0
7月	3	2	1	0	0	0
8月	3	3	0	0	0	0
9月	3	2	1	0	0	0
10月	1	0	1	0	0	0
11月	4	4	0	0	0	0
12月	1	0	1	0	0	0
5年 1月	0	0	0	0	0	0
2月	2	2	0	0	0	0
3月	4	2	2	0	0	0
(参考)						
3年度計	44	31	13	0	0	0
2年度計	41	28	13	0	0	18

(静岡相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

静岡県弁護士会から推薦を受けた弁護士6名を委嘱。3名の弁護士が(3名は臨時対応)、それぞれ決まった曜日・時間帯に開設する静岡相談室で、カウンセリング(面接相談)に従事している。

静岡市に開設する静岡相談室では2名の弁護士が、それぞれ第1、第3の水曜日の13時～16時の間に、交代でカウンセリングに従事している。浜松市に開設する静岡相談室では1名の弁護士が、原則3か月に1回、第4金曜日の13時～16時の間に、カウンセリングに従事している。富士市に開設する静岡相談室では1名の弁護士が、年に8回、第4金曜日の13時～16時の間に、カウンセリングに従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー2名が従事し、カウンセリング日に交代で静岡相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、134件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が85件(63.4%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が49件(36.6%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が100%であった。うち、静岡市を中心とする県中部が48%、浜松市中心の県西部が29%、富士市、富士宮市、御殿場市等の東部は23%と、県内の広い範囲から相談が寄せられている。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、36件であった。新規カウンセリング件数は37件、延べカウンセリング件数は97件となっている。

第12表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (静岡相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	134	49	49	36	30	58
4年 4月	10	2	5	3	3	5
5月	12	4	6	2	1	4
6月	17	8	5	4	1	4
7月	16	7	5	4	4	9
8月	12	3	6	3	2	3
9月	9	3	3	3	2	3
10月	10	4	3	3	3	6
11月	5	3	1	1	3	4
12月	7	2	2	3	2	2
5年 1月	15	3	6	6	4	6
2月	7	3	3	1	3	4
3月	14	7	4	3	2	8
(参考)						
3年度計	133	45	52	36	37	97
2年度計	106	55	34	17	16	49

令和4年度に新規のカウンセリングを行った30件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは11件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの8件、助言で完結等11件となっている。

(熊本相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

熊本県弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則金曜日の13時～16時の間)に開設する熊本相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に熊本相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、51件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が30件(59%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が21件(41%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が55%(うち、熊本市が21%、山鹿市・水俣市・益城町等で34%)を占めたが、県外からの相談も45%あった(鹿児島県37%、大分県4%、長崎県・佐賀県各2%)。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は7件であった。新規カウンセリング件数は5件、延べカウンセリング件数は17件となっている。

第13表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (熊本相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	51	21	23	7	5	17
4年 4月	4	2	1	1	0	0
5月	4	1	3	0	1	2
6月	2	1	1	0	0	0
7月	2	1	1	0	0	2
8月	5	1	2	2	0	0
9月	8	4	4	0	1	3
10月	7	3	4	0	0	0
11月	2	1	0	1	1	4
12月	4	2	1	1	0	0
5年 1月	4	1	2	1	1	3
2月	5	2	2	1	0	0
3月	4	2	2	0	1	3
(参考)						
3年度計	50	31	11	8	3	11
2年度計	57	21	23	13	6	8

令和4年度に新規カウンセリングを行った5件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは1件、自己破産・個人再生・過払訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの2件、助言で完結等2件となっている。

(福島相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

福島県弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。必要に応じて相談者と日程を調整し、決まった曜日・時間帯に開設する福島相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

なお、福島相談室については、令和2年度から新規カウンセリングの受付を停止し、継続事案についてのみカウンセリングを実施している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に福島相談室へ出張し勤務する体制である(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、33件となった。内訳は、電話回答・助言が5件(15.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が28件(84.2%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が100%であった。うち、福島市、郡山市など中通りで74%を占め、いわき市など浜通りで13%、会津若松市ほか会津地方が13%である。

(3) カウンセリングの実施

令和2年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリングも実施しなかったため、延べカウンセリング件数は0件となっている。

第14表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (福島相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	33	28	5	0	0	0
4年 4月	2	2	0	0	0	0
5月	2	1	1	0	0	0
6月	2	2	0	0	0	0
7月	4	3	1	0	0	0
8月	4	4	0	0	0	0
9月	1	1	0	0	0	0
10月	4	3	1	0	0	0
11月	2	2	0	0	0	0
12月	1	1	0	0	0	0
5年 1月	3	1	2	0	0	0
2月	6	6	0	0	0	0
3月	2	2	0	0	0	0
(参考)						
3年度計	19	12	7	0	0	0
2年度計	25	19	6	0	0	13

(高松相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

香川県弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則水曜日の13時～16時の間)に開設する高松相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に高松相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、57件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が31件(54.4%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が26件(45.6%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が75%であり、うち高松市が46%、丸亀市・さぬき市が各7%となっている。徳島県など県外からも25%の電話相談が寄せられる状況となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、10件であった。新規カウンセリング件数は8件、延べカウンセリング件数は19件となっている。

第15表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (高松相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	57	26	21	10	8	19
4年 4月	7	2	4	1	0	0
5月	6	4	1	1	2	4
6月	4	3	0	1	0	0
7月	0	0	0	0	1	2
8月	3	0	3	0	0	2
9月	4	3	1	0	0	1
10月	5	2	3	0	0	0
11月	2	0	1	1	1	2
12月	4	0	2	2	1	2
5年 1月	9	3	3	3	2	3
2月	7	6	1	0	0	0
3月	6	3	2	1	1	3
(参考)						
3年度計	45	25	15	5	7	24
2年度計	48	25	14	9	4	23

令和4年度に新規カウンセリングを行った8件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは3件、自己破産・個人再生・過払訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの1件、助言で完結等4件となっている。

(金沢相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

金沢弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第2金曜日の13時~16時の間)に開設する金沢相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に金沢相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、52件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が22件(42.3%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が30件(57.7%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が64%(金沢市が43%、白山市が9%、加賀北部5%、加賀南38%、能登北部5%)であり、県外からの相談は36%である(富山県21%、福井県15%)。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、10件であった。新規カウンセリング実施件数は9件、延べカウンセリング件数は16件となっている。

第16表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (金沢相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	52	30	12	10	9	16
4年 4月	5	5	0	0	2	3
5月	1	0	1	0	0	0
6月	4	3	0	1	0	0
7月	6	5	1	0	0	0
8月	5	3	1	1	0	0
9月	4	3	1	0	1	2
10月	8	1	2	5	2	2
11月	1	0	1	0	0	0
12月	4	3	1	0	1	3
5年 1月	0	0	0	0	0	0
2月	8	4	3	1	1	2
3月	6	3	1	2	2	4
(参考)						
3年度計	50	24	12	14	11	24
2年度計	70	39	21	10	8	14

令和4年度に新規カウンセリングを行った9件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは4件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの5件、助言で完結等0件となっている。

(沖縄相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

沖縄弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第3木曜日の13時~16時の間)に開設する沖縄相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に沖縄相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、56件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が32件(57.1%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が24件(42.9%)である。

相談者の居住地についてみると、100%県内居住者であり、那覇市を中心とする南部地区で67%、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市を含む中部地区で15%、北部地区からの相談者は13%程度であり、島部からの電話は5%である。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、21件であった。新規カウンセリング件数は14件、延べカウンセリング件数は29件となっている。

第17表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (沖縄相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	56	24	11	21	14	29
4年 4月	4	0	1	3	1	2
5月	3	2	0	1	1	1
6月	3	1	1	1	1	3
7月	3	2	0	1	2	4
8月	5	2	1	2	0	0
9月	6	2	2	2	2	3
10月	5	3	0	2	2	4
11月	3	1	2	0	0	1
12月	5	3	0	2	0	0
5年 1月	8	3	1	4	2	3
2月	3	3	0	0	2	4
3月	8	2	3	3	1	4
(参考)						
3年度計	63	26	19	18	11	34
2年度計	60	29	23	8	7	28

令和4年度に新規カウンセリングを行った14件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは4件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの5件、助言で完結等5件となっている。

(横浜相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

神奈川県弁護士会から推薦を受けた弁護士6名を委嘱。2名の弁護士が(4名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第1、第3金曜日の13時～16時の間)に開設する横浜相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー2名が従事し、カウンセリング日に横浜相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、289件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が139件(48.1%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が150件(51.9%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が100%であり、横浜市が44%、川崎市10%、相模原市、海老名市を含む県央地区が10%、茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市を含む湘南地区が12%、小田原市、南足柄市を含む県西地区が16%、横須賀・三浦地区が8%である。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、21件であった。新規カウンセリング件数は21件、延べカウンセリング件数は62件となっている。

第18表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (横浜相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	289	150	118	21	21	62
4年 4月	24	9	14	1	5	8
5月	31	17	11	3	1	4
6月	26	13	11	2	3	5
7月	24	13	9	2	1	6
8月	16	10	5	1	2	4
9月	29	16	12	1	1	3
10月	23	8	11	4	1	6
11月	22	12	10	0	3	6
12月	19	11	8	0	1	5
5年 1月	24	13	8	3	1	3
2月	20	10	10	0	0	3
3月	31	18	9	4	2	9
(参考)						
3年度計	265	132	111	22	21	63
2年度計	261	138	101	22	21	50

令和4年度に新規にカウンセリングを行った21件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは16件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものが3件、助言で完結等となったものは2件となっている。

(さいたま相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

埼玉弁護士会から推薦を受けた弁護士4名を委嘱。2名の弁護士が(2名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第2、第4水曜日の13時~16時の間)に開設するさいたま相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日にさいたま相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、248件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が127件(51.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が121件(48.8%)となった。

相談者の居住地についてみると、県内の居住者が98%であり相談者は県内全域におよぶ(さいたま市29%、県東部地域15%、県南部地域11%など)、隣県の栃木県からの相談が2%である。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、38件であった。新規カウンセリング件数は28件、延べカウンセリング件数は70件となっている。

第19表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(さいたま相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	248	121	89	38	28	70
4年 4月	27	12	11	4	4	7
5月	15	8	5	2	1	5
6月	19	10	7	2	3	7
7月	13	6	6	1	3	8
8月	22	8	10	4	1	3
9月	34	17	13	4	2	5
10月	19	11	5	3	2	3
11月	18	10	6	2	3	9
12月	9	5	2	2	1	5
5年 1月	27	9	11	7	2	6
2月	21	11	7	3	4	7
3月	24	14	6	4	2	5
(参考)						
3年度計	218	98	97	23	19	67
2年度計	216	108	89	19	13	40

令和4年度に新規にカウンセリングを行った28件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは12件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの6件、助言で完結等となったものは10件となっている。

(岐阜相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

岐阜県弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。必要に応じて相談者と日程を調整し、決まった曜日・時間帯に開設する岐阜相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に岐阜相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、54件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が19件(35.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が35件(64.8%)となっている。なおカウンセリング受付した4件はいずれも名古屋相談室でのカウンセリング実施のものである。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が94%(うち岐阜市周辺地域が40%、中濃圏・西濃圏で54%)を占め、県外からの相談は6%となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和2年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリングは実施しなかったことから、延べカウンセリング件数は0件となった。

第20表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (岐阜相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	54	35	15	4	0	0
4年 4月	4	2	2	0	0	0
5月	6	5	0	1	0	0
6月	2	1	1	0	0	0
7月	4	1	3	0	0	0
8月	7	5	1	1	0	0
9月	6	5	0	1	0	0
10月	4	3	1	0	0	0
11月	4	3	1	0	0	0
12月	7	3	3	1	0	0
5年 1月	2	2	0	0	0	0
2月	4	1	3	0	0	0
3月	4	4	0	0	0	0
(参考)						
3年度計	52	28	17	7	0	0
2年度計	48	27	18	3	0	4

(松山相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

愛媛弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第3金曜日の13時～16時の間)に開設する松山相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に松山相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、48件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が21件(43.8%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が27件(56.3%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が92%(うち松山市周辺地域が68%、東予地域が7%、南予地域が17%)を占めたが、県外からの相談も8%あった。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、8件であった。新規カウンセリング件数は7件、延べカウンセリング件数は13件となっている。

第21表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (松山相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	48	27	13	8	7	13
4年 4月	1	0	0	1	0	0
5月	4	1	2	1	1	1
6月	4	4	0	0	0	0
7月	5	2	3	0	0	1
8月	4	3	1	0	1	2
9月	3	2	0	1	0	0
10月	4	2	2	0	1	2
11月	6	3	1	2	0	0
12月	1	0	1	0	1	1
5年 1月	6	3	1	2	1	2
2月	4	3	0	1	0	0
3月	6	4	2	0	2	4
(参考)						
3年度計	54	33	10	11	6	23
2年度計	34	13	15	6	5	13

令和4年度に新規カウンセリングを行った7件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは5件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの1件、助言で完結等となったものは1件となっている。

(前橋相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

群馬弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。うち1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(各月、原則第2木曜日の13時～16時の間)に開設する前橋相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に前橋相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、31件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が18件(58.1%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が13件(41.9%)となった。

相談者の居住地についてみると、県内の居住者が96%(前橋、伊勢崎市を含む中部地域で33%、高崎市を含む西部地域19%、東部地域4%など)を占めており、隣県の栃木県からの相談が4%である。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、11件となった。新規カウンセリング件数は12件、延べカウンセリング件数は28件となっている。

第22表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (前橋相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	31	13	7	11	12	28
4年 4月	3	0	0	3	2	2
5月	4	2	1	1	1	3
6月	2	1	1	0	2	4
7月	2	1	1	0	2	4
8月	5	2	1	2	0	0
9月	1	0	0	1	1	2
10月	4	2	1	1	1	4
11月	1	0	0	1	2	3
12月	0	0	0	0	0	2
5年 1月	2	1	0	1	1	3
2月	3	1	1	1	0	1
3月	4	3	1	0	0	0
(参考)						
3年度計	43	10	17	16	11	36
2年度計	55	26	15	14	11	17

令和4年度に新規にカウンセリングを行った12件のうち、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは4件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなどの他機関に紹介したものの3件、助言等で完結等となったものは5件となっている。

(宮崎相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

宮崎県弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則金曜日の13時~16時の間)に開設する宮崎相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に宮崎相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、26件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が15件(57.7%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が11件(42.3%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が92%(うち宮崎市が75%、西部地域が17%)を占めたが、県外からの相談も8%あった。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、6件であった。新規カウンセリング件数は5件、延べカウンセリング件数は25件となっている。

第23表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (宮崎相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	26	11	9	6	5	25
4年 4月	1	1	0	0	0	3
5月	2	1	1	0	0	0
6月	3	1	1	1	1	3
7月	3	2	0	1	1	3
8月	4	0	4	0	0	0
9月	2	2	0	0	0	3
10月	1	1	0	0	0	3
11月	2	0	1	1	0	0
12月	0	0	0	0	1	4
5年 1月	1	0	0	1	1	3
2月	2	0	2	0	0	0
3月	5	3	0	2	1	3
(参考)						
3年度計	29	15	10	4	5	18
2年度計	29	13	10	6	3	25

令和4年度に新規カウンセリングを行った5件全てについて、令和4年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入っている。

(三重相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

三重弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。必要に応じて相談者と日程を調整し、決まった曜日・時間帯に開設する三重相談室においてカウンセリング（面接相談）に従事している。なお、三重相談室については、令和2年度から新規カウンセリングの受付を停止し、継続事案についてのみカウンセリングを実施している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に三重相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、47件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が25件(53.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が22件(46.8%)となっている。なお、カウンセリング受付した7件はいずれも相談者の希望により名古屋相談室でのカウンセリングを実施したものである。

また、相談者の居住地についてみると、全て県内居住者(四日市市21%、桑名市・津市が各13%、鈴鹿市・伊勢市が各11%、名張市が9%)となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和2年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリングは実施しなかったことから、延べカウンセリング件数は0件となっている。

第24表 令和4年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (三重相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	47	22	18	7	0	0
4年 4月	1	0	1	0	0	0
5月	7	4	2	1	0	0
6月	3	1	1	1	0	0
7月	3	2	1	0	0	0
8月	1	0	0	1	0	0
9月	4	2	2	0	0	0
10月	6	3	3	0	0	0
11月	9	4	5	0	0	0
12月	2	1	0	1	0	0
5年 1月	1	0	0	1	0	0
2月	4	2	1	1	0	0
3月	6	3	2	1	0	0
(参考)						
3年度計	50	33	14	3	0	0
2年度計	61	33	24	4	0	6

(長野相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

長野弁護士会から推薦を受けた弁護士6名を委嘱。3名の弁護士が(3名は臨時対応)、それぞれ決まった曜日・時間帯に開設する長野相談室で、カウンセリング(面接相談)に従事している。

長野市に開設する長野相談室については、2名の弁護士が、原則2か月に1回、第1木曜日の13時～16時の間にカウンセリングに従事している。松本市に開設する長野相談室については、2名の弁護士が、原則2か月に1回、第4木曜日の13時～16時の間にカウンセリングに従事している。上田市に開設する長野相談室については、2名の弁護士が、年に5回、第4木曜日の13時～16時の間にカウンセリングに従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー2名が従事し、カウンセリング日(原則第1、4木曜日)に交代で長野相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和4年度の電話相談件数は、56件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計41件(73.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が15件(26.8%)となった。

相談者の居住地についてみると、100%県内居住者であり、長野市など北信地域が30%、上田市など東信地域が25%、松本市など中信地域が34%、飯田市など南信地域が11%である。

(3) カウンセリングの実施

令和4年度のカウンセリング受付件数は、21件であった。新規カウンセリング件数は17件、延べカウンセリング件数は50件となっている。

第 25 表 令和 4 年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (長野相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
4年度計	56	15	20	21	17	50
4年 4月	3	1	2	0	0	3
5月	4	2	0	2	1	1
6月	3	1	1	1	2	7
7月	9	2	3	4	3	4
8月	5	2	2	1	2	7
9月	2	1	0	1	0	2
10月	2	1	0	1	1	3
11月	7	0	2	5	1	3
12月	6	0	4	2	4	7
5年 1月	8	2	4	2	2	3
2月	4	2	1	1	1	5
3月	3	1	1	1	0	5
(参考)						
3年度計	47	14	17	16	15	61
2年度計	52	20	16	16	12	41

令和 4 年度に新規カウンセリングを行った 17 件のうち、令和 4 年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは 11 件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの 4 件、助言で完結等 2 件となっている。

2. カウンセリング研究会の開催

カウンセリング事業は協会の業務方法書及びカウンセリングマニュアルに基づき実施されているが、当該事業の実務における取扱いの統一性の確保を図るため、毎年度カウンセリング研究会を開催し、意見交換を行っている。

令和4年度における研究会の開催回数は2回である。

研究会では、債権者との交渉について、協会基準の遵守をめぐる長期に停滞していた案件などを始め、カウンセラーとしての対処方針を中心として議論が行われた。また、個別案件にかかる問題点の紹介と、対処方法に関する意見交換も行われた。

第26表 カウンセリング研究会の開催状況

主催部局	地域	開催日	センター・相談室	出席者 【書面送付先】
東京本部	東北、関東、東海、北陸、沖縄	令和5年 1月31日	東京センター 仙台相談室 福島相談室 前橋相談室 さいたま相談室 横浜相談室 新潟相談室 金沢相談室 長野相談室 静岡相談室 名古屋相談室 沖縄相談室 三重相談室 岐阜相談室	カウンセラー(弁護士、アドバイザー) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会派遣 弁護士 金融庁 経済産業省 協会理事・事務局
大阪支部	近畿、中国・四国、九州(北・南)	令和5年 2月3日	大阪センター 広島相談室 高松相談室 松山相談室 福岡相談室 熊本相談室 宮崎相談室	カウンセラー(弁護士、アドバイザー) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会派遣 弁護士 近畿経済産業局 大阪弁護士会派遣弁護士(オブザーバー参加) 協会理事・事務局

(注1) 東京本部主催の研究会は、テレビ会議システムを取り入れており、東京近郊相談室(横浜、さいたま、前橋)以外の相談室の弁護士カウンセラーは、ビデオ画面を通じて参加することとした。なお、岐阜相談室及び三重相談室については大阪センターの管轄であるが、旧名古屋センターの管轄であったこと等を勘案し、東京本部主催の研究会に参加することとしている。

(注2) 大阪支部主催の研究会は、テレビ会議システムを利用し、大阪センター及びその傘下の相談室合同で開催した。

3. カウンセリング事業に従事したカウンセラー

(1) 弁護士カウンセラー

(東京センター)

志水 芙美代、木本 茂樹、山川 幸生、堀川 直資、伊集院 剛、赤塚 順一郎、井田 光俊

(大阪センター)

浅井 章、茂永 崇、得能 吉裕、村上 覚朗、吉田 健太郎

(福岡相談室)

高本 稔久、南正覚 文枝、永長 寿美子、吉野 泉、西岡 里恵、
尾崎 大、佐藤 裕介、平田 広志、吉原 洋、藤村 元気

(名古屋相談室)

加藤 博子、佐藤 暢高、山田 英典、濱 尚行

(仙台相談室)

宮腰 英洋、男澤 拓、高橋 大輔、金子 享平

(広島相談室)

川島 好勝、友清 一郎、畑 雄太

(新潟相談室)

中村 亮平

(静岡相談室)

佐藤 丈太、中田 祥子、鈴木 悠太、伊藤 祐尚、山本 洋祐、藤田 峻弘

(熊本相談室)

早田 靖弘、安村 立哉

(福島相談室)

湯浅 亮

(高松相談室)

島村 研策、久本 裕之

(金沢相談室)

中澤 聡、木村 基之

(沖縄相談室)

田島 啓己、山城 圭

(横浜相談室)

小野 仁司、狩倉 博之、渡部 英明、川田奈保子、松岡泰樹、西本 暁

(さいたま相談室)

貞松 宏輔、石川 智士、窪 和隆、杉本 勝

(岐阜相談室)

田島 朋美

(松山相談室)

山下 紘平、吉川 一平

(前橋相談室)

中嶋 歩積、松井 隆司

(宮崎相談室)

大山 和伸、松田 和真

(三重相談室)

渡部 鎮行

(長野相談室)

山崎 憲司、唐木沢 正晃、池内 好史、安藤 絵美子、大野 薫、滝澤 修一

(2) アドバイザーカウンセラー(弁護士以外のカウンセラー)

(東京センター)

岩附 淳子、嘉納 郁子*1、平良 順子、山口 麻理子、片倉 眞理、佐々木 まさ子、佐藤 靖子、武井 佳子、高野 美月、佐道 美樹、望月 恵里子*2、酒井 祥子

(大阪センター)

上野 美子、梶本 智美、堤 直子、兵頭 美也子、松本 尊子、佐藤 直子、鈴木 環、篠原 奈保子、新屋 陽子、

(福岡相談室) 福岡サテライトオフィス

荒木 光子、久森 智子、中島 真紀子

(名古屋相談室) 東京センターと兼任(令和4年4月～5月)

片倉 眞理、佐々木 まさ子、武井 佳子、

(名古屋相談室) 名古屋サテライトオフィス(令和4年6月～令和5年3月)

井上 明子、江尻 江里子*3、大塚 早苗*4、小野田 幹*5、秦 ひろみ*6

(仙台相談室) 仙台サテライトオフィス

阿部 淳子、梅内 美加子、山田 孝子

(広島相談室) 大阪センターと兼任(令和4年4月～5月)

上野 美子、梶本 智美、堤 直子、松本 尊子

(広島相談室) 広島サテライトオフィス(令和4年6月～令和5年3月)

伊津 あかね、鈴川 法子、福井 康夫*7

(新潟相談室) 東京センターと兼任

佐藤 靖子

(静岡相談室) 東京センターと兼任

岩附 淳子、佐々木 まさ子、武井 佳子

(熊本相談室) 大阪センターと兼任

梶本 智美

(福島相談室) 東京センターと兼任

高野 美月

(高松相談室) 大阪センターと兼任

上野 美子

(金沢相談室) 東京センターと兼任

佐々木 まさ子

(沖縄相談室) 東京センターと兼任

佐藤 靖子

(横浜相談室) 東京センターと兼任

岩附 淳子、高野 美月

(さいたま相談室) 東京センターと兼任

山口 麻理子、佐道 美樹

(岐阜相談室) 大阪センターと兼任

佐藤 直子

(松山相談室) 大阪センターと兼任

堤 直子

(前橋相談室) 東京センターと兼任

嘉納 郁子*1、佐々木 まさ子

(宮崎相談室) 大阪センターと兼任

佐藤 直子

(三重相談室) 大阪センターと兼任

鈴木 環

(長野相談室) 東京センターと兼任

平良 順子

(注) 従事期間：*1 4～10月、*2 11月～、*3 4月、*4 4月～10月、*5 6月～、*6 2月～、*7 10月～

II 啓発事業及び広報活動

1. 啓発事業

(1) 啓発資料の作成・配付等

令和4年度においても、多重債務相談関係機関との連携確保、消費者信用の健全な利用の啓発等に資する資料として、「協会のご案内」(パンフレット)、「多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間」、「借金の返済でお困りではありませんか?」(リーフレット)、「多重債務カウンセリング事例・相談者からのたより」などの資料を、全国の消費生活センター、消費者行政担当窓口、多重債務者相談窓口、法律相談窓口、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口等に配付した(約3,000窓口等)。

(2) 協会ホームページにおける啓発

消費者信用の適切な利用を啓発するため、協会ホームページには「借りすぎにご注意」のコーナーを設け、クレジットの正しい利用7か条などを掲載しているほか、「借金の返済でお困りではありませんか?」(リーフレット)や多重債務に関する知識を取りまとめた「多重債務Q&A」などを掲載している。

(3) 消費者啓発活動等への参加

毎年行われる地方公共団体等の消費者啓発や多重債務相談などのイベントに参加し、多重債務問題に関する啓発パネルを展示するとともに、協会資料の配布を行った。

また、関係相談機関等からの資料の配布希望や教材としての使用要請には積極的に応えた。

第27表 消費者フェア等への参加・パネル展示・資料配布等の実績

参加行事	開催期間	参加日数	会場(開催都市)等
くらしの総合相談 多重債務者無料相談 (一般消費者)	令和4年 5月17日	1日	河内長野市三日市市民ホール (大阪府河内長野市)
一都三県ヤミ金融被害防 止合同キャンペーン (一般消費者)	6月13日～ 19日	7日	インターネット(東京都の特設サ イト)等
多重債務者相談強化キャ ンペーン(一般消費者)	8月25日～ 9月7日	14日	アクア広島センター街8階 (広島県広島市)
多重債務110番 (一般消費者)	9月5日・6日	2日	東京都消費生活総合センター他 (東京都新宿区他)
くらしの総合相談 多重債務者無料相談 (一般消費者)	10月18日	1日	河内長野市三日市市民ホール (大阪府河内長野市)
一都三県ヤミ金融被害防 止合同キャンペーン (一般消費者)	11月7日～ 13日	7日	インターネット(東京都の特設サ イト)等
福山市「消費生活パネル 展」 (一般消費者)	12月23日～ 令和5年1月 11日	20日	まなびの館ローズコム(福山市生 涯学習プラザ) (広島県福山市)
多重債務110番 (一般消費者)	令和5年 3月6日・7日	2日	東京都消費生活総合センター他 (東京都新宿区他)

(4) 講師の派遣

多重債務の防止、救済に関する講演及び講師派遣について、要請に応じて必要な対応を行った。その令和4年度における実績は以下のとおりであり、講師はアドバイザーカウンセラー及び総務部長である。

第28表 講師派遣の実績

年 月 日	テーマ(対象)	派遣先・会場(開催場所)等
令和4年 10月26日 ～28日	広島県消費生活相談技術高度化研修 「多重債務問題 解決のための知識と対応」 広島県内の消費生活相談員及び県・市 町の担当職員 70名	広島YMCA本館4階(10月26日) 広島弁護士会館2階会議室(10月 27日、28日) (広島県広島市)
令和5年 3月7日	富士市市民部市民安全課「令和4年度多 重債務問題に関する勉強会」 市職員、社会福祉協議会、民間の高齢者見 守りサービスのケアマネジャー 24名	富士市庁舎6階 第3会議室 (静岡県富士市)

2. 広報の戦略的展開

多重債務ほっとラインに寄せられる相談の端緒をみると、地方公共団体等の相談窓口など関係相談窓口からの紹介等が約49%、インターネットが契機となった相談が約36%を占めている。このような実情を踏まえ、広報の対象を重点化するなど戦略的に広報活動を展開した。

(1) 協会ホームページへの誘導施策の継続実施等

定款を改正し、平成26年7月から協会の新たな略称を「JCCO」に変更したことによって、協会ホームページの検索応答性が格段に向上した。

これを踏まえ、令和4年度においても、協会のパンフレット、リーフレットやポスターなどあらゆる広報媒体に、「**JCCO** **検索**」のマークを付して、多重債務者のホームページへの誘導を図った。

また、協会ホームページに従来の多重債務ほっとライン(ナビダイヤル)に加えて一般回線の電話番号を併記し、スマホの料金プランに応じて通話料のより安い回線を選択できるようにした。

(2) 関係機関への訪問広報活動

当協会の多重債務カウンセリングの特徴(無料の任意整理と家計再建に向けたカウンセリングの一体的提供による多重債務者の救済)に適合する相談案件の紹介について、事務局職員及びアドバイザーカウンセラーが、全国の財務局、消費生活センター、日本司法支援センター(法テラス)、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口などを訪問し、協会の広報を行うとともに、相談案件の処理に係る連携・協力を依頼した。

令和4年度における訪問広報活動の主な働きかけ先は、県・市の消費生活センター、法テラス、財務局、社会福祉協議会、ハローワークなど延べ150箇所(東京センター管轄61箇所、大阪センター管轄89箇所)となっている。

また、これら関係先への訪問回数は延べ171回(東京センター・本部管轄73回、大阪センター・支部管轄98回)に上った。

第29表 訪問広報活動の対象機関

組織区分	訪問先
国	金融庁（財務局、財務事務所等） 経済産業省（経済産業局等） ハローワーク
地方公共団体	多重債務者相談窓口 消費生活センター 生活困窮者自立相談支援窓口
各種団体等	日本司法支援センター（法テラス） 弁護士会法律相談センター 社会福祉協議会 日本クレジット協会 日本貸金業協会 全国銀行協会 後払い決済サービス協会 全国サービサー協会 日本中央競馬会 等

(3) 関係団体の会報等を通じた広報

当協会の活動状況等について、関係団体の会報等に掲載された実績は以下のとおりである。

第30表 雑誌・会報等への掲載状況

掲載誌	発行者	記事の内容
令和4年4月～12月		
「多重債務・債務整理相談窓口のご案内」	神奈川県	多重債務無料相談窓口の案内
困りごと・悩みごと相談窓口一覧	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内
ひとり親サポートブック 「うえるびい」 4月発行	宮城県仙台市	多重債務無料相談窓口の案内
「ひとりで悩まず、まずは相談を。（相談機関等一覧）」	宮城県仙台市	多重債務無料相談窓口の案内
会報 PROGRESS 夏号 Vol.52	(一社)日本クレジット協会	協会紹介 (令和3年度活動実績)
「多重債務者相談強化キャンペーン2022」 リーフレット	神奈川県	多重債務無料相談窓口の案内
「多重債務者支援機関一覧」	新潟県	多重債務無料相談窓口の案内
ニッポン消費者新聞 9月発行	日本消費者新聞社	協会の活動紹介
「立ち直り支援ハンドブック」 10月発行	愛知県名古屋市	多重債務無料相談窓口の案内
「債務整理相談窓口のご案内（令和4年度版）」	大阪府	多重債務無料相談窓口の案内

「貸金業者は安全に利用してください」パンフレット	兵庫県	多重債務無料相談窓口の案内
「多重債務者向け相談窓口紹介」チラシ	奈良県	多重債務無料相談窓口の案内
「暮らしの道しるべ～相談窓口のしおり～」	広島県広島市	多重債務無料相談窓口の案内
「多重債務問題」リーフレット	香川県高松市	多重債務無料相談窓口の案内
令和5年1月～3月		
会報 PROGRESS 冬号 Vol.54	(一社)日本クレジット協会	協会紹介(令和4年度上期活動実績)
「大切な人を亡くされた方へ」	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内
「立ち直り支援ハンドブック」 3月発行	宮城県仙台市	多重債務無料相談窓口の案内
新宿区くらしのガイド	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内
「多重債務者支援機関一覧」	新潟県	多重債務無料相談窓口の案内
ニッポン消費者新聞 9月発行	日本消費者新聞社	協会の活動紹介
「立ち直り支援ハンドブック」 10月発行	愛知県名古屋市	多重債務無料相談窓口の案内
「債務整理相談窓口のご案内(令和4年度版)」	大阪府	多重債務無料相談窓口の案内
「貸金業者は安全に利用してください」パンフレット	兵庫県	多重債務無料相談窓口の案内
「多重債務者向け相談窓口紹介」チラシ	奈良県	多重債務無料相談窓口の案内
「暮らしの道しるべ～相談窓口のしおり～」	広島県広島市	多重債務無料相談窓口の案内
「多重債務問題」リーフレット	香川県高松市	多重債務無料相談窓口の案内
令和5年1月～3月		
会報 PROGRESS 冬号 Vol.54	(一社)日本クレジット協会	協会紹介(令和4年度上期活動実績)
「大切な人を亡くされた方へ」	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内
「立ち直り支援ハンドブック」 3月発行	宮城県仙台市	多重債務無料相談窓口の案内
新宿区くらしのガイド	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内

Ⅲ 管理事項

1. 拠点の運営等

協会の事業運営をめぐるには、①平成 19 年の政府要請を踏まえた「少なくとも各ブロック単位(全国 11 箇所)」におけるカウンセリング拠点の整備の推進、②国の公益認定による公益財団法人への移行を受けて、一層自律的に協会の公益的機能(消費者保護機能)を高めていくことが特に求められている。

これらの課題に総合的に対処するため、「拠点の広範化・集約化」の推進を内容とする協会運営の方針「今後における拠点の展開の方向性について」を、平成 25 年 3 月 18 日の理事会において決定した。

また、協会をとりまく経営環境が依然として厳しい状況にあること等を踏まえ、平成 31 年 2 月 6 日の理事会において「今後の拠点の整備・運営に関する方針」を定め、協会の業務の持続可能性にも配慮しながら「拠点の広範化・集約化」を推進することとしている。当協会としては、これらの方針に基づき、高い公益性の発揮と業務運営の効率化の両立を図っていくこととしており、令和 4 年度においても、以下のとおり、その推進を図った。

(1) 大阪センターの運営

大阪センターを開設することは「拠点の広範化・集約化」を進める上での大きな課題であるとともに、平成 19 年に政府から要請を受けた課題ともなっていた。これを踏まえ、当協会は大阪弁護士会とセンター開設に向けた交渉を真摯かつ丁寧に進めた結果、平成 30 年 1 月に大阪センターを開設することができた。

令和 4 年度は、前年度に引き続き、日弁連が推薦(推薦に必要な名簿は大阪弁護士会が調製)した 5 名の弁護士をカウンセラーとして委嘱し、大阪センターにおける事業を実施した。

また、大阪センターの実務における取扱の統一性の確保を図るため、大阪支部主催のカウンセリング研究会を 1 回開催した。

(2) 相談室の運営等

①札幌家計相談室の開設

札幌家計相談室の開設については、平成 30 年 10 月に札幌弁護士会を訪問し、家計相談室の具体的な業務体制、運用のイメージ等について意見交換を行った。

その後、同弁護士会内部において意見交換を踏まえた検討が行われた結果、平成 31(令和元)年度以降、条件付ではあるが、開設に向けての協議に応じる旨の回答が平成 31 年 2 月 20 日付けで提示された。これを受けて、令和元年 8 月に当協会から協定書等の案を札幌弁護士会に送付し、具体的な調整に着手した。令和 4 年度においても、協定書等の案についての協議を継続した。

②その他の相談室の運営等

協会をとりまく経営環境が依然として厳しい状況にあること等を踏まえ、令和 4 年度においても、札幌家計相談室以外の新規の相談室の開設交渉は実施しなかった。

また、ブロック機関(地方財務局及び財務支局)が所在する道府県(ただし関東ブロックは東京都)以外の県に開設した 11 箇所の相談室(特定相談室)のうち、3 年度に活動の縮小等について合意を取り付けることができなかった 7 箇所について、改めて関係地域弁護士会と協議したところ、長野県弁護士会より賛同を得ることができた。

2. カウンセリング枠数等の見直し

これまでのカウンセリング件数の動向等を踏まえ、年間カウンセリング枠数等の見直しについて、関係地域弁護士会との調整を行った。

3. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進

令和3年6月の仙台サテライトオフィス及び福岡サテライトオフィスの開設に続き、名古屋相談室及び広島相談室に関する業務の効率化等に資するため、令和4年6月に名古屋サテライトオフィス及び広島サテライトオフィスを開設し、カウンセリング業務の電子化やテレワーク（リモートワーク）を推進した。

4. 関係機関との連携

(1) 都府県等の協議会等への参画等

当協会は、多重債務カウンセリング事業を展開する立場から、都府県等が主催する会議に委員として参画するなどし、協会の業務の説明やカウンセリングの実績等に関する情報の提供を行った。

① 参画した協議会等

(センター・相談室が所在する地方公共団体)

東京都	多重債務問題対策協議会(部会を含む)**
福岡県	消費者安全確保地域協議会
愛知県	多重債務者対策協議会
宮城県	多重債務問題対策会議*
香川県	多重債務者対策協議会*
岐阜県	多重債務問題検討会*
三重県	多重債務者対策協議会
静岡県	静岡県消費者安全確保県域協議会

(注) *は書面開催、**は実開催又はリモートで実施

② 連絡会議・意見交換会等

宮城県	行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会(宮城県主催)* 令和4年9月9日
大阪府	債務整理に係る研修会(大阪府主催) 令和4年10月11日
宮城県	行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会(仙台市主催) 令和5年2月7日

(注) *はWEBで参加

③ 相談会・イベント等

大阪府	くらしの総合相談 多重債務者無料相談	
第1回	令和4年5月17日	河内長野市三日市市民ホール
東京都	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン	
	令和4年6月13日～19日	インターネット等(東京都の特設サイト)
広島県	多重債務者相談強化キャンペーン(パネル展示)	
	令和4年8月25日～9月7日	アクア広島センター街8階

東京都	多重債務 110 番 令和 4 年 9 月 5・6 日	東京都消費生活総合センター他
大阪府	くらしの総合相談 多重債務者無料相談 第 2 回 令和 4 年 10 月 18 日	河内長野市三日月市民ホール
東京都	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン 令和 4 年 11 月 7 日～13 日	インターネット等(東京都の特設サイト)
宮城県	宮城県消費生活センター 消費生活展 令和 3 年 12 月 14 日～17 日	東北電力グリーンプラザ アクアホール
広島県	福山市消費生活センター「消費生活パネル展」 令和 12 月 23 日～令和 5 年 1 月 11 日	まなびの館ローズコム (福山市生涯学習プラザ)
東京都	多重債務 110 番 令和 5 年 3 月 6・7 日	東京都消費生活総合センター他

(2) その他

①連合愛知等との連携

- ・連合愛知ほか労働団体と連携、フリーダイヤル相談窓口の多重債務相談を協会が担当。

愛知県 フリーダイヤル相談窓口 連合愛知ほか労働団体
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

②フードバンクとの連携

食糧支援を必要とする相談者に対し、最寄りのフードバンクの窓口を紹介するなどの対応を行うこととしているが、令和 4 年度における紹介実績はなかった。

③その他の連携

地方公共団体等の関係部局との連携を深めるため、これらの団体のホームページと当協会のホームページをリンクする取組を推進した。

5. 理事会・評議員会・評議員選定委員会の開催

令和 4 年度に開催された理事会、評議員会の期日、議題等は次の通りである。

(1) 理事会

① 令和 4 年度第 1 回通常理事会

日 時 令和 4 年 5 月 30 日 (月) 午後 3 時 00 分～5 時 00 分

会 場 TKP 新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 14B

(報告事項)

第 1 定款第 29 条第 6 項の規定に基づく職務の執行の状況の報告

第 2 令和 3 年度カウンセリング事業の実施状況

第 3 名古屋サテライトオフィス及び広島サテライトオフィスの開設

(決議事項)

第 1 号議案 令和 3 年度事業報告及び決算に関する件

第 2 号議案 協会の規程の整備に関する件

第 3 号議案 定時評議員会の招集に関する件

② 令和4年度第2回通常理事会

日 時 令和5年3月30日(木) 午前10時00分～12時00分
会 場 TKP新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム14B

(報告事項)

- 第1 定款第29条第6項の規定に基づく職務の執行の状況の報告
- 第2 令和4年度第1回通常理事会後に行われた決議の省略手続きについて
- 第3 令和4年度における「安定的な財源の確保」、「業務の合理化」等に関する取組みについて
- 第4 カウンセリング事業の実施状況について

(決議事項)

- 第1号議案 令和5年度事業計画書及び収支予算書に関する件
- 第2号議案 カウンセラーの委嘱の承認に関する件

③ 定款第43条の決議の省略の手続きにより理事会の決議があったとみなされた事項

- (ア) アドバイザーカウンセラーの委嘱の承認
(決議があったものとみなされた日) 令和4年6月8日
- (イ) 代表理事、業務執行理事等の選定等
(決議があったものとみなされた日) 令和4年7月6日
- (ウ) 主たる事務所の移転に伴う関係規程の整備
(決議があったものとみなされた日) 令和4年8月24日
- (エ) 主たる事務所の移転先等の確定
(決議があったものとみなされた日) 令和4年9月21日
- (オ) アドバイザーカウンセラーの委嘱の承認
(決議があったものとみなされた日) 令和4年9月21日
- (カ) アドバイザーカウンセラーの委嘱の承認
(決議があったものとみなされた日) 令和4年11月1日
- (キ) アドバイザーカウンセラーの委嘱の承認
(決議があったものとみなされた日) 令和5年2月1日

(2) 評議員会

① 令和4年度定時評議員会

日 時 令和4年6月21日(火) 午後1時30分～3時30分
会 場 TKP新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム14B

(報告事項)

- 第1 定款第9条第2項に基づく令和3年度事業報告
- 第2 令和3年度カウンセリング事業の実施状況
- 第3 令和4年度事業計画書及び収支予算書について
- 第4 名古屋サテライトオフィス及び広島サテライトオフィスの開設
- 第5 職場におけるハラスメントの防止に関する規程の整備
- 第6 個人情報保護関係の規程の整備
- 第7 令和3年度定時評議員会以降に行われた決議の省略手続きについて

(決議事項)

- 第1号議案 令和3年度決算に関する件
- 第2号議案 理事の選任に関する件
- 第3号議案 常勤役員の報酬の決定に関する件
- 第4号議案 定款の改正について

(3) 評議員選定委員会

定款第14条の規定により、評議員選定委員会を開催し、評議員を選任した。

○ 評議員選定委員会委員

野村 豊弘 (評議員) 日本エネルギー法研究所 理事長
菅原 功 (監 事) 一般財団法人日本産業協会 専務理事
八十島 史博 (事務局員) 当協会総務部長
浦川道太郎 (外部委員) 早稲田大学 名誉教授・弁護士
中舎 寛樹 (外部委員) 名古屋大学 名誉教授

① 令和4年度評議員選定委員会

日 時 令和4年6月8日(水) 午前10時55分～11時25分
会 場 一般財団法人商工会館 8階「A会議室」

- ② 定款第14条第1項及び評議員選定委員会運営細則第9条に基づく決議の省略の手続きにより、評議員選定委員会の決議があったとみなされた日
令和4年7月21日

6. 役員及び評議員の異動

(1) 令和4年度中における役員の異動

① 令和4年度中に退任した理事

氏 名	所 属・役 職	在 任 期 間
坂井 崇徳	弁護士(東京弁護士会)	平成28年6月17日～ 令和4年6月21日
辻 松雄	一般社団法人全国銀行協会 常務理事	平成30年5月7日～ 令和4年6月21日
今井 三夫	日本貸金業協会 会長	平成30年6月20日～ 令和4年6月21日
釜井 英法	弁護士(東京弁護士会)	
片桐 清	当協会 事務局長	
坂 勇一郎	弁護士(第二東京弁護士会)	令和2年7月20日～ 令和4年6月21日
大西 幸彦	三井住友カード株式会社 代表取締役社長兼最高執行役員	令和3年6月23日～ 令和4年6月21日
水野 克己	株式会社クレディセゾン 代表取締役(兼)社長執行役員 COO	

② 令和4年度中に就任した理事

氏名	所属・役職	任期
石塚 啓	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員	令和4年6月21日～ 令和6年度定時評議員 会終結の時
大菅 俊志	弁護士(東京弁護士会)	
倉中 伸	日本貸金業協会 会長	
小林 孝志	弁護士(宮崎県弁護士会)	
澤野 正明	弁護士(第一東京弁護士会)	
藤田 健二	イオンクレジットサービス株式会社 代表取締役社長	
松本 康幸	一般社団法人全国銀行協会 事務局長兼企画部長	
宮下 洋	前 経済産業省 大臣官房付	

(2) 評議員の異動

① 令和4年度中に退任した評議員

氏名	所属・役職	在任期間
山田 大	株式会社みずほ銀行 個人ローン推進部部長	令和3年12月24日～ 令和4年6月8日
篠崎 忠義	株式会社千葉銀行 取締役専務執行役員	令和3年12月24日～ 令和4年7月21日

② 令和4年度中に就任した評議員

氏名	所属・役職	任期
油井 寛	株式会社みずほ銀行 個人ローン・職域推進部部長	令和4年6月8日～ 令和6年度定時評議 員会終結の時
小野寺 伸夫	株式会社横浜銀行 取締役執行役員	令和4年7月21日～ 令和6年度定時評議 員会終結の時

7. 規程類の整備

<令和4年度第1回通常理事会(令和4年5月30日)承認>

○ 個人情報の保護に関する協会の規程の整備

令和2年及び3年に個人情報の保護に関する法律が改正されたこと等を踏まえ、当協会の個人情報の保護に関する規程等を整備するもの。

(施行 令和4年5月30日)

<令和4年度定時評議員会（令和4年6月21日）承認>

- 定款の改正に関する件
当協会の主たる事務所の移転に伴い、定款第2条第1項に定めるその所在地を変更するもの。
(施行 令和4年10月3日)

<理事会の決議の省略の手続き（令和4年8月24日）承認>

- 主たる事務所の移転に伴う関係規程の整備
主たる事務所の移転に伴い、当協会の内部規程に定める当該事務所の住所及び電話番号について、移転後のものに変更することにつき承認すること。
(施行 令和4年10月3日)

8. その他

(1) 政府からの連絡・要請等

令和4年度において、次のとおり連絡・要請等があった。

- 夏季の省エネルギーの取組について
令和4年7月13日/資源エネルギー庁
- 「多重債務者相談強化キャンペーン2022」の実施決定について
令和4年8月5日/金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室警察庁
- 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について
令和4年11月11日/内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
- オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について
令和4年11月11日/厚生労働省
- 冬季の省エネルギーの取組について
令和4年11月11日/資源エネルギー庁
- 消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について(協力依頼)
令和4年11月30日/国税庁
- マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
令和4年11月30日/デジタル庁、総務省自治行政局住民制度課及び厚生労働省保険局保険データ企画室
- 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて
令和4年11月30日/日本政府

(2) 事業運営検討会

新型コロナウイルス感染症対策等のため、翌年度の賛助会費のあり方の検討については、昨年度と同様、事業運営検討会の構成員による書面協議により実施し、令和5年3月22日に合意した。

(3) コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス規程第6条の規定により、コンプライアンス委員会を開催した。

○ 令和4年度コンプライアンス委員会(第1回)

日 時 令和5年3月28日(火) 10時30分～12時00分

会 場 商工会館 8A 会議室

(議事)

①内部通報制度の最近の動向等について

コンプライアンス委員会委員

*杉山 茂 (内部委員) 当協会専務理事

宮下 洋 (内部委員) 当協会業務執行理事・事務局長

八十島 史博 (内部委員) 当協会事務局総務部長

佐藤 寿晃 (内部委員) 当協会事務局企画業務部長

有坂 秀樹 (外部委員) 弁護士(わかぎ法律事務所)

釜谷 理恵 (外部委員) 弁護士(林勘市法律事務所)

*は委員長

(4) 賛助会員の募集等

新たな賛助会員の候補と考えられる機関等を直接訪問し、JCCOの事業活動について理解を求めるとともに、協力要請を行ったが、新規の加入には至らなかった。

また、休眠預金等に係る活用制度及び民間団体が運営する社会貢献活動への助成制度に応募した。前者については採択されなかったが、後者については(一社)芳心会から、当協会の「多重債務カウンセリング事例・相談者からのたより」作成経費の一部として、100万円の助成金を受領した。

(5) 主たる事務所の移転

カウンセリングの業務量の動向等を踏まえ、主たる事務所(東京センター及び事務局本部が入居)を利便性が高く家賃がより低廉で小規模な都内のオフィスに移転した(令和4年10月3日)。

(6) 事務局組織と職員数(令和5年3月31日現在)

(職員数には、常勤または非常勤の嘱託員・臨時職員を含む)

事務局長(理事兼任)	1
└─ 企画業務部	2
└─ 総務部	2
└─ 大阪支部	2

(6) 役員・評議員等名簿(令和5年3月31日現在)

		氏 名	所 属 ・ 役 職
理 事			
会 長	非常勤	○ 新 美 育 文	明治大学 名誉教授
理事長	非常勤	○ 松 井 哲 夫	一般社団法人日本クレジット協会 副会長・専務理事
専務理事	常 勤	○ 杉 山 茂	(当協会 専務理事)
	非常勤	青 山 理恵子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 元副会長
	非常勤	石 塚 啓	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員
	非常勤	大 菅 俊 志	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	角 紀代恵	立教大学 名誉教授
	非常勤	鹿 野 菜穂子	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授
	非常勤	木 下 盛 好	アコム株式会社 代表取締役会長
	非常勤	倉 中 伸	日本貸金業協会 会長
	非常勤	小 林 孝 志	弁護士(宮崎県弁護士会)
	非常勤	澤 野 正 明	弁護士(第一東京弁護士会)
	非常勤	下 山 典 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	非常勤	田 邊 法 之	一般社団法人全国地方銀行協会 常務理事
	非常勤	平 石 ひとみ	ラジオ日本 プロデューサー
	非常勤	藤 田 健 二	イオンクレジットサービス株式会社 代表取締役社長
	非常勤	松 本 康 幸	一般社団法人全国銀行協会 理事
	常 勤	◇ 宮 下 洋	(当協会 事務局長)
監 事			
	非常勤	菅 原 功	一般財団法人日本産業協会 専務理事
	非常勤	横 田 宣 之	協同組合連合会日本商店連盟 専務理事

○印は代表理事

◇印は業務執行理事

		氏 名	所 属 ・ 役 職
評議員	非常勤	青 井 宏 仁	SMBC ファイナンスサービス株式会社 常務執行役員
	非常勤	雨 宮 徹	日本貸金業協会 事務局長
	非常勤	有 田 芳 子	主婦連合会 常任幹事
	非常勤	岩 崎 政 明	明治大学 専門職大学院法務研究科専任教授
	非常勤	小 野 仁 司	弁護士(神奈川県弁護士会)
	非常勤	小野寺 伸 夫	株式会社横浜銀行 取締役執行役員
	非常勤	北 角 誠 英	日本貸金業協会 副会長
	非常勤	草 桶 左 信	株式会社シー・アイ・シー 専務取締役
	非常勤	小 浦 道 子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
	非常勤	近 藤 弘	弁護士(第二東京弁護士会)
	非常勤	白 石 裕美子	弁護士(第一東京弁護士会)
	非常勤	武 田 香 織	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	坪 田 郁 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事
	非常勤	野 村 豊 弘	日本エネルギー法研究所 理事長
	非常勤	保木口 知 子	独立行政法人国民生活センター 理事
	非常勤	三 上 理	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	宮 村 純 子	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	油 井 寛	株式会社みずほ銀行 個人ローン・職域推進部部長